

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成26年12月12日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成26年12月12日（金曜日）

午前9時58分開議

午前11時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補
正予算（第6号）

議案第7号 平成26年度熊本県一般会計補
正予算（第7号）

議案第14号 専決処分の報告及び承認につ
いて

議案第15号 熊本県知事の権限に属する事
務処理の特例に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第16号 熊本県一般職の職員等の給与
に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

議案第17号 熊本県情報公開条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第18号 熊本県個人情報保護条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第19号 熊本県税条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第28号 工事請負契約の締結について

議案第30号 当せん金付証券の発売につ
いて

請第52号 教育費負担の公私間格差をなく
し、子どもたちにゆきとどいた教育を求
める私学助成請願

請第50号 県立能楽堂建設及び付属美術館
建設推進に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①熊本県地域防災計画の見直し修正事項に
関する取組状況について

②交通系ICカード利用環境整備事業に付

された附帯決議への対応について

③空港ライナー試験運行の概況報告

出席委員（7人）

委員長 田代国広

副委員長 杉浦康治

委員 荒木章博

委員 西聖一

委員 内野幸喜

委員 高野洋介

委員 前田憲秀

欠席委員（1人）

委員 岩下栄一

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田嶋 徹

危機管理監 古閑 陽一

秘書課長 大村 裕司

広報課長 松永 正伸

危機管理防災課長 岡田 浩

知事公室付政策調整監 白石 伸一

総務部

部長 岡村 範明

理事兼県中央広域本部長兼

市町村・税務局長 檜木野 史貴

政策審議監 木村 敬

総務私学局長 仁木 徳子

人事課長 青木 政俊

首席審議員兼財政課長 福島 誠治

県政情報文書課長 本田 雅裕

総務事務センター長 古谷 秀晴

首席審議員兼管財課長 吉永 一夫

私学振興課長 橋本 有毅

市町村行政課長兼

県中央広域本部総務部長 原 悟

市町村財政課長 竹 内 信 義
 消防保安課長 田 原 牧 人
 税務課長 齊 藤 浩 幸

企画振興部
 部 長 島 崎 征 夫
 政策審議監 柳 田 誠 喜
 地域・文化振興局長 田 中 浩 二
 交通政策・情報局長 坂 本 浩 浩
 首席審議員兼企画課長 小 原 雅 晶
 地域振興課長兼
 県央広域本部振興部長 横 井 淳 一
 文化企画課長 吉 永 明 彦
 政策監兼
 文化・世界遺産推進室長 本 田 圭 圭
 首席審議員兼
 川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦
 首席審議員兼
 交通政策課長 吉 田 誠 誠
 情報企画課長 家 入 淳 淳
 統計調査課長 上 田 英 典

出納局
 会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明
 首席審議員兼会計課長 福 島 裕 裕
 管理調達課長 田 上 英 充

人事委員会事務局
 局 長 田 中 伸 也
 首席審議員兼総務課長 吉 富 寛 寛
 公務員課長 井 上 知 行

監査委員事務局
 局 長 牧 野 俊 彦
 監査監 草 野 武 夫
 監査監 瀬 戸 浩 一
 監査監 千 羽 一 樹

議会事務局
 局 長 佐 藤 伸 之
 次長兼総務課長 後 藤 泰 之
 議事課審議員兼課長補佐 鹿 田 俊 夫
 政務調査課長 富 永 章 子

事務局職員出席者

議事課主幹 榎 原 俊 郎
 政務調査課主幹 福 島 哲 也

午前9時58分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第7回総務常任委員会を開会します。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○岡村総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、地域医療介護総合確保基金関係で約36億円を計上するほか、いわゆるゼロ県債などの債務負担行為を設定しております。

また、議案第7号といたしまして、熊本県人事委員会勧告に基づく職員給与改定関係で約27億3,000万円を計上いたしております。

このほか、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定や専決処分等の報告、承認につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、財政課長から、平成26年度12月補正予算等の概要について説明をお願いします。

○福島財政課長 財政課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

12月補正予算の概要でございます。

今回の一般会計補正予算は、まず議案第1号、通常分といたしまして、地域医療介護総合確保基金の積み立てや、基金を活用し、県内の医療機関等の情報ネットワークの構築を支援する事業などの予算を計上いたしております。

また、債務負担行為として、早期発注により来年度前半の事業量を確保するため、いわゆるゼロ県債などを設定しております。

また、議案第7号職員給与改定分といたしまして、県人事委員会勧告に基づき、給料や期末・勤勉手当等の引き上げに伴う職員給与費を計上しております。

これらによりまして、12月補正予算は、通常分と職員給与改定分とを合わせて63億2,700万円の増額補正となり、補正後の予算規模は7,456億7,600万円となります。

下段は、会計別の内訳でございます。

2ページをお願いいたします。

3ページにかけまして、歳入予算の内訳です。

今回の補正予算では、地域医療介護総合確保基金の財源となる9の国庫支出金と、その基金を事業に活用するための12の繰入金が多くなっております。

また、13の繰越金は、今回の補正予算に伴う一般財源に充てるものでございます。

4ページをお願いします。

5ページにかけて、歳出予算の内訳でございます。

1の一般行政経費では、地域医療介護総合確保基金の積立金や職員給与改定などで49億7,000万円を計上しております。

また、5ページの2の投資的経費では、基金を活用した地域医療等の情報ネットワーク整備などで13億5,700万円を計上しております。

なお、それぞれ説明欄に、補正額に係る主な事業を記載させていただいております。

6ページをお願いします。

7ページにかけまして、今回の補正に伴い必要となる地方債の補正でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

予算の専決処分の報告でございます。

11月21日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査に要する経費につきまして、11月25日に11億8,600万円の補正を行ったものでございます。

以上が予算の総括説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○青木人事課長 人事課でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

総務部の平成26年度12月補正予算総括表をごらんください。

職員給与改定分の補正につきましては、本年10月に行われました人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う全庁共通の事柄ですので、各課からの説明に先立ちまして人事課から説明をさせていただきます。なお、改定の詳細につきましては、後ほど関係条例案について御説明する際に改めて説明をさせていただきますと存じます。

それでは、人事課の例で御説明をします。

表の一番上、人事課の欄でございますが、職員給与改定分補正額の欄に記載の2,211万5,000円の補正をお願いしております。これは職員給与費の452万5,000円と退職手当の1,759万円を合計したものでございます。

今申し上げた職員給与費については、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものであり、全所属共通の事柄でございます。

退職手当につきましては、知事部局職員分

を人事課で一括計上しており、今回退職手当算定の基礎となる給料月額の変更に伴い、増額が必要となるものでございます。

各所属における補正額につきましては、補正予算総括表の職員給与改定分補正額の欄に記載のとおりでございますので、各所属からの説明は省略させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永広報課長 広報課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定につきまして、平成27年度に、広報関係業務として5,600万円余、首都圏広報業務として1,000万円余を限度額として計上しております。

広報関係業務につきましては、広報誌の制作、テレビ広報及びウェブ活用広報の3つの事業、そして、首都圏広報につきましては、首都圏におけるパブリシティサポート業務をいずれも新年度当初から実施できるように、年度内に業務委託契約を締結する必要があります。企画コンペの実施等により契約締結まで期間を要するため、12月議会で提案するものでございます。

広報課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課の岡田でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

繰り越しの3億5,400万円は、本年度から平成28年度までの工事を予定しております防災行政無線システム再整備工事の本年度予算額約5億7,700万円の一部につきまして、契約繰り越しを行うものでございます。

この事業の詳細につきましては、後ほど条例等議案の中で御説明させていただきたいと思っております。

危機管理防災課は以上でございます。御審

議のほどよろしくお願いいたします。

○橋本私学振興課長 資料の13ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定につきまして、熊本時習館構想関連事業として、平成27年度に2,200万円余を限度額として計上しております。これは熊本時習館海外チャレンジ推進事業の海外チャレンジ塾業務と熊本時習館特別支援相談員派遣事業の2つの事業について取りまとめて計上しております。

海外チャレンジ塾は、海外進学を目指す中高生を対象に、英語力向上のためのウェブ講座や実践的な進学指導などを実施し、海外進学を総合的に支援するものです。

特別支援相談員派遣事業は、発達障害に関する専門家を各私立学校に派遣し、教職員研修や生徒に関する助言等の支援を行うものです。

いずれも、4月から継続して生徒や学校への支援を行うには、年度内に委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、資料の14ページをお願いいたします。

繰越明許費についてでございますが、私立学校施設耐震化促進事業の平成26年度予算額のうち1億1,800万円について、平成27年度への繰り越しをお願いするものでございます。

本年度は、耐震診断の補助として13棟、耐震補強として8棟、耐震改築として21棟を見込んでおりますが、うち耐震補強の2棟、耐震改築の19棟につきましては、年度内の事業完了が困難な状況となっており、繰越明許費の設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

説明資料15ページをお願いいたします。

税務総務費で2,440万円余の増額補正をお願いしているところです。これは、ふるさとくまもと応援寄附金が予想以上に増加していることから、感謝の品に係る経費などの増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○家入情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、これは、本庁と地域振興局とを結ぶ熊本県総合行政ネットワーク等の管理、運営に係る平成27年度の業務委託につきまして、平成27年4月1日から委託するために本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田上管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の19、20ページで御説明いたします。

まず、19ページでございます。

同じく、債務負担行為の追加でございます。

まず、給食業務でございますが、限度額1億800万円余でございます。主な内容は、消防学校、警察学校等の6件の給食業務委託でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

まず、県有施設等管理業務でございますが、限度額780万円余から限度額26億600万円余へ、25億9,800万円余の増額でございます。これは地域振興局等の庁舎清掃や設備機器運転監視などに係る業務委託151件分が含まれております。

次に、情報処理関係業務でございますが、限度額3億1,800万円余から限度額8億6,300万円余へ、5億4,400万円余の増額でございます。これは電子入札システムの運用、補修などに係る業務委託20件分でございます。

最後に、事務機器等賃借でございますが、限度額14億9,700万円余から限度額19億1,200万円余へ、4億1,400万円余の増額でございます。主な内容は、事務用パソコンリースなど7件分でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

23ページをお願いいたします。

12月2日公示、あさって14日投開票の衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査に必要となります投票用紙の印刷、ポスター掲示場設置、選挙公報の発行、投票所、開票所の経費等につきまして、市町村への交付金も含めて11億8,600万円余を要しますことから、専決処分を公示日前に行ったものでございます。

説明は以上です。

○青木人事課長 人事課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

第15号議案熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。資料の28ページ、条例案の概要で御説明をいたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲することなどに伴い、関係規定を整理するものでございます。

2、主な改正内容です。

(1)ですが、今回、市町村との協議が調った2つの事務について、市町村へ移譲することとしております。1つは、熊本市北区植木町区域と津奈木町に移譲する火薬類取締法に

基づく譲渡または譲受及び消費等の許可等に関する事務、もう一つは、八代市と天草市に移譲する農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務でございます。

(2)(3)(4)は、規定の整理等の法制上の整理でございます。現行の取り扱いを変えるものではございません。(2)は、いわゆる風致条例の廃止に伴い、事務を条例から削除するものでございます。関係法令の改正に伴い、県の事務ではなくなったことに伴うものでございます。(3)は、当該事務の根拠が規則から法律に変わったことなどによる規定の整理等です。(4)は、法律番号の修正などに伴うものでございます。

3、施行期日です。

平成27年4月1日を基本としておりますが、(1)のうち農地転用許可等に関する事務については、移譲に一定の時間を要することから、平成27年7月1日としております。

続きまして、資料29ページをお願いいたします。

第16号議案熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

先ほど給与改定に係る補正予算案について御説明したところでございますが、その改定の根拠となる条例でございます。資料66ページの条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨です。

人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料月額や期末・勤勉手当などの諸手当を改定するため、条例の改正を行うものです。

また、これにあわせまして、知事や県議会議員などの特別職の期末手当についても、従来から国における事務次官など指定職の取り扱いに準じて改定されていることを踏まえ、関係条例の改正を行うものでございます。

2、改正する条例です。

ここに記した11本の条例を一括して改正す

るものでございます。

3、主な改正内容です。

(1)の一般職の給料表の改定につきましては、平均で0.55%の引き上げを行うものです。

(2)は、期末手当及び勤勉手当について、支給月数の改定を行うものです。①平成26年度の支給月数ですが、一般職員については、現行の年間支給月数3.95月を0.15月引き上げ4.1月とし、この0.15月の引き上げを12月支給分で行うものです。知事、県議会議員等の特別職については、年間2.95月を0.15月引き上げて3.10月とし、この引き上げを同じく12月期で行うものでございます。②平成27年度の支給月数でございますが、年間支給月数は今年度と変えず、6月と12月の支給月数のバランスを調整することとしております。

(3)は、初任給調整手当の上限額の引き上げです。これは、医師や獣医師の人材確保のために支給している手当でございますが、条例に規定する手当の上限額について改定を行うものでございます。引き上げの具体的内容は記載のとおりです。

(4)は、単身赴任手当の基礎額の引き上げです。これは単身赴任に伴う2重生活により生じる負担を軽減するために支給されるものでございます。

67ページをお願いいたします。

(5)は、単身赴任手当の加算額の引き上げです。これは配偶者宅との交通費や通信連絡費に相当する費用として支給するものでございます。

(6)は、再任用職員を単身赴任手当の対象に加えるものでございます。

4、施行期日でございます。

3の(1)の給料表、(3)の初任給調整手当、そして(4)の単身赴任手当基礎額の改定につきましては、平成26年4月1日にさかのぼって適用する、3の(2)①の今年度の期末・勤勉手当の支給月数改定につきましては、改正

条例の公布日に施行し、平成26年12月1日にさかのぼって適用する、その他のものにつきましては、平成27年4月1日から施行するとしております。

人事課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

68ページをお願いいたします。

議案第17号熊本県情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料69ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨についてでございますが、今回の改正は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2の主な改正内容といたしましては、行政文書の開示義務の規定におきまして、不開示情報の例外とされる公務員等の定義のうち、特定独立行政法人を行政執行法人に改めるものでございます。

施行期日につきましては、独立行政法人通則法の改正とあわせ、平成27年4月1日といたしております。

続きまして、70ページ、議案第18号熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。1枚めくりまして、72ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

1の条例改正の趣旨についてでございますが、まず1点目は、情報公開条例の一部改正と同様に、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2点目は、個人情報保護制度審議会の所掌事務に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定により、特定個人情報保護

評価に関する事項を加えるものでございます。

2の主な改正内容についてでございます。

まず(1)は、自己情報の開示義務の規定におきまして、不開示情報の例外とされる公務員等の定義のうち、特定独立行政法人を行政執行法人に改めるものでございます。

(2)(3)は、個人情報保護制度審議会の所掌事務に、番号法及び国の特定個人情報保護委員会規則の規定に基づく特定個人情報保護評価の実施に当たって、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いについて意見を述べることを加え、また、所掌事務の追加に伴い、委員定数を増加するものでございます。

(4)は、これらの改正に伴い、関係規定の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、(1)の改正内容については平成27年4月1日、それ以外の改正内容につきましては公布の日としております。なお、委員の任期につき、所要の経過措置を設けております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

説明資料73ページをお願いいたします。

第19号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明資料74ページの条例の概要で御説明申し上げます。

熊本県控除対象特定非営利活動法人の規定の基準、手続などに関する条例にのっとり、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・熊本から個人県民税の寄附金税額控除の対象となる法人の指定の申し出があったため、今議会に環境生活部のほうから、同法人を控除対象特定非営利活動法人として指定する熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例が提案され、経済環境常任委員会で

審議がされているところでございます。

これにあわせまして、県税条例においても、地方税法のNPO法人への寄附金も条例で個別に指定することで、寄附金税額控除の対象とすることができる規定を受け、指定したNPO法人への寄附金も個人県民税への寄附金税額控除の対象とすることができるよう、所要の改正を今回行うものでございます。

主な改正内容としまして、熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金につきまして、個人県民税の寄附金税額控除の対象となるよう改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日の翌日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議方お願いいたします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の75ページをお願いいたします。

第28号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、熊本県防災行政無線システム再整備工事であります。工事内容は、県で設置しております防災行政無線システム、これは県機関と市町村等との間で災害情報の収集、伝達を行うものでございまして、現在のシステムは整備から20年以上が経過していることから、今回全面更新するものでございます。

工期は、契約締結の翌日から平成29年3月3日まで。契約金額は、60億4,800万円。これは消費税及び地方消費税を含むものでございます。契約の相手方は、日本無線・扶桑電通・SYSKEN・電盛社特定建設工事共同企業体であります。契約の方法は、一般競争入札でございます。

なお、本工事の概要につきましては、次の

ページの76ページに記載しております。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

77ページをお願いいたします。

当せん金付証票の発売についてでございます。

これは、いわゆる宝くじでございますが、来年度の発売限度額を決めるものでございます。当せん金付証票法第4条の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

発売総額は、昨年と同額の110億円以内としております。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○荒木章博委員 1ページですけれども、早期発注とゼロ県債の設定ということで、先般の委員会でも申し述べたかと思うんですけれども、県の発注率と国の発注率の規模、その状況をお尋ねしたいと思います。

○福島財政課長 財政課でございます。

公共事業等の発注率の件でございます。

県におきましては、県内の景気回復を着実なものとするため、予算の早期執行に努めてきたところでございます。その結果、9月末での契約率、本年度上半期の契約率を申し上げます。トータルで61.7%でございます。国の目標が6割以上ということでございましたので、これを達成したところでございます。また、全国平均が58.8%ということでござい

まして、それも上回る事ができたところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 国が61.7%と平均が58.8%とで、それ以上に上回っていると、今お話をいただいたんですけれども、特に土木とか農林というのは景気対策には非常に影響力があるというふうに思うんですよね。そういった中に、これからの発注はどのくらい本年度の予算であるのか、そこをお尋ねしたいと思うんですが。

○福島財政課長 先ほど契約率61.7%ということで申し上げましたが、事業費ベースでいきますと、トータルで、繰り越し等も含めまして、約1,700億円ほどでございます。したがって、この61.7%上半期で発注を終えたということでございます。したがって、残りの分を頑張って発注していくということとあわせて、先ほど委員からもお話がありましたゼロ県債ということで、今回トータルで23億2,200万円ほど提案をさせていただいております。

これは、今年度の契約を行うため、来年度前半の事業量を確保しようということで、これも県内景気の下支えにつながるだろうということで設定をさせていただきたいと思っております。

これにつきましても、昨年を1億3,000万円ほど上回る額を設定させていただきたいと思っておりますので、こういったものを活用しながら発注に努めて、事業量を確保していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 景気回復というのは、公共工事の発注というのが一番前提だと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

前半にもう1つだけお尋ねしたい。

13ページなんですけれども、熊本時習館構想で、海外チャレンジに取り組むということで、きのう資料要求をして、朝からまだよく見てないんですけれども、これは2年前から計画をされていると思うんですけれども、そういう中で、1回目がベネッセさんがとられて、その後継続という形でとられ、また、これは債務負担行為でありますので、来年度のやつもこの時点で発注を、予算化をしなきゃいけないということなんですけれども、そういったところの意味もお尋ねしたいと思います。

それとあわせて、これは何人の講師で——これは真和高校で学習をすると聞いておりますけれども、大体生徒数と、その生徒の選定の仕方ですね。そこをお尋ねしたいと思います。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

熊本時習館海外チャレンジ推進事業につきましては、今先生の御説明がありましたとおり、平成25年度から実施している事業でございます。

平成25年度につきましては、制度創設初年度ということで、企画コンペということで実施をさせていただきました。2年目の26年度、今年度につきましては、前年度の企画コンペの事業者の内容、また、今回熊本県で海外チャレンジ塾という形でやっておりますけれども、海外進学に対応できる事業者というのが、その時点ではベネッセコーポレーションしかございませんでしたので、26年度につきましては、単独随契で契約をさせてもらっております。

来年度につきましては、今回債務負担行為の設定をちょっとお願いしているところでございますけれども、海外チャレンジ塾の委託事業者につきましては、海外大学進学に必要な情報提供、ノウハウ、また、生徒のTOE

FL、英語能力の向上のための専門的な能力、また、海外進学に通用できる対応能力を持った生徒を育成するためには、当初ベネッセコーポレーションのみであるということですが、今年度はやっておりましたけれども、新しく大手の予備校、また教育大手事業者が海外大学受験に対応した専門コースを開設するなど、動きがっております。こうしたことから、平成27年度につきましては、企画コンペを実施し、最もすぐれた企画内容を採用することとしたいと考えております。

次に、講師が何名ということでの御質問ですけれども、ベネッセコーポレーションから講師6人ということで派遣してもらって、生徒の指導、育成に当たってもらっているところでございます。

また、生徒数につきましては、今年度、現時点で公立、私立も含めて116名の生徒が海外チャレンジ塾で学んでおります。

また、選考の考え方なんですけれども、選考に当たっては、平成25年度の企画コンペのときも、審査会という形で設けて選考を行っております。また、来年度、平成27年度の事業者を選定するに当たっても、同様に審査会という形で設けてやりたいと思っております。

学生の選考につきましては、能力レベルチェックというのをやりまして、英語の能力に応じたクラス分けをしております。内容につきましては、海外進学コースとグローバル人材育成コースということでやっております。生徒の募集に当たっては、前年度の評定平均値が3.5以上の生徒を募集しております。また、海外進学を目指す生徒につきましては、海外進学コースという形でやっております。また、将来的に海外進学を目指す生徒につきましては、グローバル人材育成コースということでやっております。基本的には応募者全員、グローバル人材育成コースにつきましては全員受講をしていただく形にはな

っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 橋本課長さんの人間性が出てですね。とつとつと、人間性が、すばらしい方ですのでですね。

この時習館の——時習館構想という中で海外チャレンジというのは、ちょっと僕は違うんじゃないかなと思うんだけど、しかし、この取り組みというのは非常に評価をされる取り組みだというふうに思っているんですね。

これは真和高校を借りて、これだけの予算をつけて、この次が3年目ということで、債務負担の予算を組んでいるということなんですけれどもね。このベネッセという企業は大丈夫ですか、企業は。

○橋本私学振興課長 ベネッセにつきましては、海外難関大学進学に対する指導力につきまして実績がありまして、現在ベネッセでやっております事業として、ルートHという形で海外難関大学に多くの生徒を進学させております。

また、留学センターというのを設けておまして、海外大学進学に関しての情報の把握、またその辺の情報提供という形で実績がありますので、25年度、26年度、ベネッセコーポレーションに委託いたしまして、実績を上げてもらっているところでございます。

○荒木章博委員 わかりました。

ことし、情報漏えいがありましたね、この会社。そういうことで僕は大丈夫かと、熊本県のこの情報漏えいはなかったのかということをし少し心配をしたということですね。

企業としては、これは最高の企業で取り組んでおられて、例えば今116名かな、の方たちが勉強していると。それは週に何回とか、例えば、そこにどのくらいの募集があつて、

どのくらいの受け入れができていいのかと、そこあたりを説明をしていただければいいんじゃないかなというふうに思っています。

それとあわせて、これは真和高校の先生方はほとんど入らないんですね。ただ、ここにおられる6名の方々の——まあ、真和高校は優秀な先生たちが多からですね。木村さんの奥さんを初めね。だから、それは別にして、これは6人の講師でやっているのかということを探っているんですよ。

○橋本私学振興課長 海外チャレンジ塾につきましては、2つの大きく事業内容がありまして、1つは、海外進学コースで、ウェブ講座というのを実施しております。

ウェブ講座につきましては、週1回、1回当たり2時間で、毎週生徒を集めて、協力をということで真和高の場所を借りて、東京のほうの講師とやりとりをする形で授業を行っております。

また、グローバル人材育成コースにつきましては、2カ月に1回程度、年間5回のTOEFL対策講座等を実施してやっております。

現在、生徒数につきましては、海外進学コースが23名、グローバル人材育成コースが93名で、先ほど御説明がありましたとおり、116名の生徒が、英語能力向上、また将来の海外進学を目指して一生懸命頑張っているところでございます。

また、応募が何名あったかということにつきましては、今年度、3月17日から募集を開始し、4月25日に募集を締め切ったところでございますけれども、総計112名の生徒さんから応募があったという状況でございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 ことは少し減っているんですか。

○橋本私学振興課長 はい。その後、追加募集という形で2回ほどさせてもらいまして、現時点で116名ということで、生徒数がふえております。112名から応募がありまして、当初、海外進学コース22名、グローバル人材育成コース86名、108名で当初スタートしたところでございます。

○荒木章博委員 もうわかりました。わかりました。

人数が詳細でなくてもいいんですけども、やっぱりこの時習館の英語取り組みというのは、非常に評価をすべきことだと思うんですよ。それで、上田校長も、わざわざ自分の学校を貸してやられるということで、非常に評価の高い取り組みだというふうに思うんですけども、もっと僕は広げてというか、2次募集をしなければ来ないというふうなことではなくて、何らかのそれだけの評価、発表とか、その後の受けた子供たちの、もう2年間たっているわけですから、そういうあたりを発表したりとか、こういうことを熊本県はやっているんだということですね。全国で類例がないと思うんですけどもね。

総務部長、そういうところで、どういうふうに今後これを、まあせつかくこれだけの予算を組んで、特別に時習館構想という名で、海外旅行で、真和高校でやるんだから、そこあたり総務部長は何かもっと——2次募集をしなきゃいかぬようなことじゃ寂しいものだから、せつかくこれだけの立派なことをやるんですから。いかがでしょうか。

○岡村総務部長 数値的なことではっきり申し上げられなくて申しわけなかったんですけども、いわゆる若者の、何と申しますか、内向き志向から外に向かって出ていくんだという、そういう教育をやろうというようなことでございます。

今先生からお話ありましたように、全国から注目を浴びておりますのは、本当にありがたいことだと思っております。いろんなマスコミの関係者、それから、そういった関係の雑誌等々にも取り上げていただきまして、非常にいい取り組みだということで評価をいただいております。

我々としましては、26年度——25から始めたものですから、少し充実をさせながらということもあって、応募の方がそんなに爆発的にはふえておりませんが、そういった全国での取り組みの評価、あるいは今先生おっしゃいましたような経験者の体験、そういったものをきちっと、これは公立、私立問わず周知をさせまして、たくさん応募があるようにまた取り組んでいきたいと思っておりますし、いろんなところにもこちらのほうから情報提供して、取り上げてもらうような工夫をしていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○荒木章博委員 1校に偏らず、いろんな私立、公立問わずということ先ほどの説明がありましたので、広く、県内の学校あるわけですから、そういったところからも募集をかけて、英語にも非常に頑張りたい、海外にもチャレンジしたいという子供たちの——せっかくこれだけ、3年目に入り、債務負担をかけてこの委員会にも上程をされるわけですので、グローバル的に今後も取り組んでいきたいと、かように要望して終わります。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 この最後のページの財政課、当せん金付証券の件が出ていますけれども、これとはまた別なんですけれども、宝くじのコミュニティー助成事業ってありますね。これは地域振興課になるんですかね。

一時期、民主党政権時代に、これは事業仕

分けの対象になったんじゃないかなと思うんです。これは、結構各自治体では、公民館とかをこういったものでつくりたいと、これをつくったところって結構助かったところはあるんです。その後、これは減っているんですか。そこをお聞かせいただければと思います。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

コミュニティー助成事業、制度自体はずっと続いております。今もたくさん申請はございますけれども、若干ですが、採択される数が少しずつ減っているという状況にはございます。

○内野幸喜委員 その大枠が減ったということですかね、予算的に。どうなんですか、そこは。

○横井地域振興課長 宝くじの発売額によって変動する制度でございますので、そういう意味で採択する件数自体が少し減っているという状況でございます。

○内野幸喜委員 じゃあ、当時の事業仕分け云々とかではなくて、販売数によって、まあ販売自体が減ってきて、それで減ってきたという認識でいいんですか。どうなんですか、そこは。

○横井地域振興課長 おっしゃるとおりだと思います。

○内野幸喜委員 そういう認識でいいんですか。

○横井地域振興課長 はい。

○内野幸喜委員 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。一
一なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました
議案第1号、第7号、第14号から第19号ま
で、第28号及び第30号について、一括して採
決したいと思います。御異議ありません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 異議なしと認め、一括し
て採決いたします。

議案第1号外9件について、原案のとおり
可決または承認することに御異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 異議なしと認めます。よ
って、議案第1号外9件は、原案のとおり可
決または承認することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました請願を議
題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第52号教育費負担の公私間格
差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育
を求める私学助成請願について、執行部から
状況の説明をお願いします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございま
す。

請第52号教育費負担の公私間格差をなく
し、子どもたちにゆきとどいた教育を求める
私学助成請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会か
らのものでございます。

趣旨は、公立間の学費、教育条件の格差
をなくすため、私学助成の大幅増額を求め
るものでございます。請願事項は5項目あり
ますので、それぞれの項目の現状について御
説明申し上げます。

まず1点目は、私立学校の経常費補助金の
公立学校教育費の2分の1までの増額を求め
るものです。

本年度予算では、私学全体で約83億円、う
ち中学及び高校で57億円の経常費を措置し
ています。予算額、生徒1人当たりの単価と
もに伸びております。

2点目は、就学支援金への県費負担制度の
創設及び年収350万円以下の家庭の授業料無
償化を求めるものです。

ことし4月から、国の高等学校等就学支援
金制度の改正で、低所得者世帯への支援が充
実され、年収590万円未満の世帯に対する就
学支援金の支給額が増額されています。

また、本県独自の支援として、留年など
により在学期間が36月を超え、国の就学支援
金を受けられない生徒に対しても、従来から
県費負担による就学支援金を支給しています。

また、授業料以外の教育への支援として、
国公私立に通う高校生徒のいる低所得者の世
帯に対する国の支援制度創設を受け、本県に
おいても、奨学のための給付金制度を新しく
設け、支援を行っております。

3点目は、授業料等減免制度における学校
負担5分の1の撤廃を求めるものです。

この授業料減免補助の割合につきましては、
平成16年度に減免額を増額するなど、補助
制度を充実した際に、県と学校が協力して
支援に取り組むとの趣旨で学校の理解をいた
だき、それまでの定額補助から県が8割を補
助する定率補助に変更したものです。

4点目は、私立学校における特別支援教育
制度の充実のための予算措置を求めるもの
です。

県といたしましては、発達障害など特別な
支援を要する生徒の受け入れを行っている学
校に対する経常費補助の加算や、退職教員等
を活用して、授業料補助等を行う場合の経費
に対する補助を行っております。また、専門
知識を有する特別支援相談員を学校に派遣
し、学校の相談に対応するとともに、校内の
支援体制の向上等を図っております。

5点目は、非正規雇用の専任化を推進する

臨時特別助成制度の創設を求めるものです。

教員の数については、高等学校設置基準に基づき、適正な数を確保するようになっております。県では、経常費補助において、専任教員の数を算定項目の一つとし、各学校における適正な専任教員の数の確保を支援しているところです。

請願の各項目の説明は以上ですが、去る9月県議会におきまして、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会から、私学助成の充実を求める請願がなされ、採択されて国に意見書が提出されております。

9月県議会の請願と今回の請願は、ともに私学助成の充実を求めるものでございますが、9月県議会の請願は、私学助成の一層の充実が図られるよう、国に対し意見書の提出を求めるものでございました。今回の請願は、国に対しての要望もありますが、主として県に対し予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田代国広委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第52号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りします。

請第52号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○田代国広委員長 挙手少数と認めます。よ

って、請第52号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請願第50号を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第50号県立能楽堂建設及び附属美術館建設推進に関する請願について、執行部から状況の説明をお願いします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

前回に引き続きでございますので、簡潔に申し上げます。

能楽堂につきましては、平成10年、県において基本構想を策定いたしましたけれども、平成13年の財政健全化に伴いまして、着工凍結となったところでございます。

昨年、文化議連及び文化協会から要望、さらに2月議会での一般質問を受けまして、本年5月、県と熊本市の事務ベースによる会議を立ち上げ、検討しているところでございます。去る9月議会で継続となって以降も、引き続き事務ベースでの検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第50号については、いかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第50号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、請第50号は、継続審査とすることに

決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から報告をお願いします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

熊本県地域防災計画の見直し修正事項に関する取り組み状況について、資料1の1ページ及び2ページの概要を使って御説明をいたします。

1ページをごらんください。

まず、地域防災計画の修正についてでございますが、平成23年3月に発生しました東日本大震災を契機といたしまして、本県では、初めて実施しました本格的な地震・津波被害想定調査の結果や、平成24年7月に発生いたしました熊本広域大水害の災害対応に係る検証報告などを踏まえまして、平成24年から26年度の3カ年度にわたり、1ページに記載しております8つの視点で大幅な見直し修正を行っているところでございます。

8つの視点と主な修正項目につきましては、記載しているとおりでございますが、1番目の視点の情報収集、伝達体制の充実から、最後8番目の視点の災害に強いまちづくりの推進まで、計84項目の計画修正を行っております。

この取り組み状況につきましては、昨年12月の総務常任委員会にも御報告させていただいており、一番上に記載しておりますとおり、昨年度の報告から変動があった箇所につきましては下線を引いております。

2ページをお開きください。

次に、修正事項に関する現在の取り組み状況についてでございますが、84項目のうち、新たに完了いたしました広域災害時におけるDMAT等の派遣及び受け入れ体制の整備と、要配慮者の避難生活における負担軽減のためのホテル・旅館関係団体との協定締結を含めまして、計22項目につきましては、現在までに既にその取り組みが完了しております。

また、県防災情報メールサービス登録者数など、その取り組み状況が数値化できる19項目につきましては、目標値を設定して計画的な取り組みを行っているところでございます。

2ページの中ほどに、その現状の数値を、東日本大震災が発生した平成23年3月時点の数値と比較して記載をいたしております。

なお、各機関へり参加の実動訓練の毎年度の実施等を通じた体制の構築など、毎年度継続した取り組みが必要な43項目につきましても、取り組みを着実に進めているところでございます。

今後も、災害に強い熊本づくりに向け、市町村や防災関係機関と連携し、計画に基づく取り組みを着実に進めるとともに、さらなる防災体制の充実強化を図るため、必要に応じて計画のさらなる見直し修正を行っていく予定でございます。

次に、3ページから19ページまでは、84項目につきまして具体的な取り組み状況を項目ごとに記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

最後に、20ページをお開きください。

本県の自主防災組織の組織率を市町村ごと

に記載しております。

本県の組織率は、10月1日現在で73.4%でございまして、網かけをしております19市町村については100%に達しております。

県では、平成28年3月までに組織率を80%に上げるという目標を掲げて、補助制度の創設や手引きの作成、配布、支援員の配置、組織率の低い市町村への個別訪問などを通じまして組織率向上の働きかけを行っており、今後も継続して市町村への働きかけを行ってまいります。

説明は以上でございます。

○吉田交通政策課長 交通政策課でございます。

交通政策課から2件御報告をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

交通系ICカード利用環境整備事業に付された附帯決議への対応について御報告をさせていただきます。

交通系ICカードの導入につきましては、去る6月議会において、別紙図の中ほどに記載しております、全国相互利用カードが県内で使えるようにするための、いわゆる片利用機能の構築への県の支援について御審議をいただきましたが、その際、附帯決議が付されたところでございます。

これを受け、バス事業者等関係事業者において、県内のバス等で利用できる地域カードのサービス内容について、改めて検討が重ねられました。その結果、附帯決議において示されました2つの項目への対応がおおむね固まりましたので御説明いたします。

まず、1つ目の日常生活の重要な移動手段として公共交通機関を利用している高齢者や学生に対するサービスについて、最大限努力することへの対応を御説明いたします。

まず、高齢者向けのサービスとして、当初導入が未定でありましたおでかけ乗車券等の

サービスが、現行と同様に提供されることとなりました。

学生向けのサービスにつきましては、廃止が予定されておりました学生カードが発行されることになり、ポイントが一般カードの2倍、さらには、ボーナスポイントも、一般カードに50ポイント加算というサービスが提供されることになりました。利用状況により、利用額の最大7%のポイントが付与されることとなります。

次ページをお開きください。

次に、2つ目の地域カードの導入により、利用者の利益や地域経済の活性化に資するさまざまな独自サービスが提供されるなど、県民にとって利便性の高いカードとすることへの対応について説明いたします。

交通と商業、それぞれのポイントを相互に利用できるシステムが構築され、交通、商業に同率ポイント付与や、交通ポイントは、電子マネーへ変換することなく、商業施設で利用可能とのサービスが提供されます。

また、ボランティアポイントの創設や観光地間の連携等、地域振興に資する取り組みが行われることとなりました。

以上、簡単に御説明いたしました。附帯決議によりサービスが充実したこの熊本地域振興ICカードが県民に広く普及するよう、県としても取り組んでまいります。

以上が交通系ICカード利用環境整備事業に付された附帯決議への対応についてでございます。

次に、空港ライナー試験運行の概況についてでございます。

これは、試験運行開始からことし9月で丸3年を経過いたしましたので、その概況について御報告をさせていただくものでございます。

まず、空港ライナーの目的でございます。

阿蘇くまもと空港へのアクセス強化は、本県の交通政策の大きな課題と認識しておりま

すが、この空港ライナーは、大空港構想のもと、定時性が確保された鉄道ネットワークを活用した交通システムの確立を目指すものでございます。

次に、試験運行の概要でございます。

鉄道から乗りかえて空港に行くという発想自体が認知されておりませんでしたので、まずは空港ライナーの認知度を高め、定着を図るとともに、運行体制等のノウハウを蓄積することを目的に実施してまいりました。

平成23年10月から運行を開始し、JR肥後大津駅から阿蘇くまもと空港までの約7キロメートルの区間、全ての空港発着便に対応するため、1日45便、無料で運行しております。

運行は、熊本県、大津町や空港ビルディング等で構成する阿蘇くまもと空港ライナー運営検討協議会が大津地区のタクシグループに委託しており、約3,400万円の運行経費を要しております。

次のページをお開きください。

利用実績でございます。

利用者数は、年々着実に増加し、この3年間で延べ約17万人の方々に御利用いただいております。1日当たりの利用者数も、目安とした200人に近づいているところでございます。

あわせて、この3年間では、鉄道と航空便にスムーズに接続するダイヤの設定や効率的な運行体制の確立、さらには乗車定員超過時でも全便積み残しのないような対応、さらに利用者へのおもてなしの向上など、運行に関するさまざまなノウハウを蓄積してまいりました。

次ページをごらんください。

今後に向けての課題を整理しております。

まず、現状として、平成25年度の空港利用者数は、県の新4カ年戦略に掲げております目標の300万人を突破いたしました。空港利用者の増加は、熊本の拠点性向上や経済効果

を生み出します。一方、近年は、近隣空港との競争がますます激化しております。また、空港への定時性アクセスの強化というものも求められております。

こうした中、ことし10月からは、LCCや台湾・高雄の定期チャーター便の就航により、今後大幅な増加が見込まれる空港利用者への対応として、空港の駐車場不足や交通渋滞の解消、排気ガスの抑制等を進める観点から、自家用利用者からの転換を確実に図るため、県内全域を見渡し、空港ライナーだけではなく、リムジンバス等各公共交通モードのアクセス分担をいかに高めていくかが大きな課題というふうに考えております。

そうした中で、県内外につながり、定時性が確保され、鉄道ネットワークを活用した空港ライナーの役割というものは今後も大きくなるものと考えておりますが、次年度以降の運行については、現在そのあり方を検討しているところでございます。

以上、空港ライナーの試験運行の概要について御報告をさせていただきました。

○田代国広委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 今御説明いただいた空港ライナーからお尋ねをしたいんですが、2ページ目で、利用者の数字の報告があっております。ことしの9月までで3万4,580人ということで、1年間に概算すると、7万人程度見込めるのかなという予想が立つわけですが、今の御説明でも、非常に、ノウハウの蓄積の部分でも、私も何回か利用させていただきましたけれども、利便性もよくなって、利用する側からすれば、大変有効な移動手段なのかなと思っています。

ことし1年間で仮に7万人と予想すれば、単純で1人500円いただければこの予算を賄

うわけですけれども、無料試験運行期間がもう3年なんですけれども、どうなのでしょう、料金徴収をすべきなのか、無料でずっとやるのか。さまざま意見が出ているんでしょうけれども、幾らぐらいが妥当とか、そういう話は出ているのか、そこら辺をお尋ねしたいんですけれども。

○吉田交通政策課長 今先生から御指摘ありましたとおり、空港ライナーについては、利用者数は今伸びているところでございます。

それで、無料か有料かという料金面のお話を今いただきましたが、我々といたしましては、今、先ほど私が御説明したとおり、今後空港の利用者数が伸びる中で、空港の拠点性を高めていく空港アクセスというものを確保していく、さらに、いろんな交通モードのアクセス分担をどうしていくのかという中で、今後、整理をして、検討を進めていきたいというふうに思っております。

○前田憲秀委員 じゃあ、まだその判断までは至っていないという現状認識でよろしいんでしょうか。

○吉田交通政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

あと1点だけよろしいですか。

ICカードについてもお尋ねをしたいんですが、附帯決議に対して、非常に有効性のある対応を打っていただいたという報告、認識でございます。

そもそもの片利用についてですけれども、再来年、28年の3月からの予定になっておりますが、そもそも熊本市電がことしの3月、来年の4月にくまモンのICカード、いよいよ地域カードがスタートすると。片利用は再来年の3月。この片利用も、おくれなく予定

どおり実行するという見込み、大丈夫でしょうか。

○吉田交通政策課長 片利用の時期でございますけれども、今のところ予定どおりということで聞いております。

○前田憲秀委員 ぜひおくれることのないように、また、これまでもさまざま、いろいろ片利用の有効性とかも語ってまいりましたので、しっかり利用できる、全国にアピールできる全国唯一のシステムになると私は思っておりますので、そこら辺のアピールもぜひよろしくお願ひしたいと思っております。要望です。

○荒木章博委員 今、部分的に関連する分もあるんですけれども、空港ライナーの試験運行で、今の台湾便とLCCのジェットスターの乗客が見込まれるということなんですけれども、ジェットスターは、運航して、どうですか、状況としては。それをお尋ねします。

○吉田交通政策課長 今ジェットスターの搭乗率等についてお尋ねいただきましたけれども、ジェットスターについては、なかなか数字を対外的に公表していない部分があります。それは熊本に限らず、全国どこに行ってもそういうことで、細かい単位では数字を出していただいているんですけれども、今、やはり8月に決まって、10月26日からということで、LCC認知度というのが一つの武器でございますので、多少当初想定したよりも搭乗率が低いような話は聞いておりますが、ただ、他の空港も、就航当初はそれほど搭乗率が高くなく、認知度とともに上がっていくというふうに聞いておりますので、そういったジェットスターの認知度向上の取り組みも、県として応援していきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 この空港ライナーも、LCCや台湾便や——台湾便は臨時便ですからね。そういったのに大きく見込まれるということを経験がみずから言ったわけですからね。落ちないように、LCCのいろんな応援、啓発あたりも取り組んでいければなと思っています。思った以上に搭乗率が伸びてないというふうに認識を私はしているものですから、そういうところの、まあ言葉だけではなくて、空港ライナーにも響くことですからね。

それと、空港ライナーは、行きと帰りというのがあるんですよね、空港に着いてから乗る分と大津駅から行く分と。この格差というのは、どのくらい見ておられますか。格差というか、駅から行く分と空港からそれにまた乗っていく分は、データは出されていますか。

○吉田交通政策課長 先生の御趣旨は、人数がどれだけ差が生まれているか……

○荒木章博委員 そうです。

○吉田交通政策課長 済みません、手元にそこまで詳しいデータは今ないので、調べてまた御報告をさせていただきます。

○荒木章博委員 非常に、大津駅まで行って乗っていく分は、私の認識では多いような感じがするんです。着いてからは、どうしても少ないような感じがするんですね。だから、そういったところで時刻表を、乗ったタクシーやバスに、帰りの時刻表、大津駅から熊本駅までとか、大津駅から阿蘇までとか、そういうものを配るとか、そういうところも丁寧にやる努力が必要じゃないかなと私は思うんですけれども、いかがですか。

○吉田交通政策課長 そういう意味では、先ほど適切なアクセスの分担というふうに申し上げましたけれども、そういった形で、鉄道経路で利用される方のそういう利便性とか、情報がしっかり提供されるよう、勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 あんまり勉強ばかりせんでよかったですよ。簡単なことですよ。だから、空港に着いて、アクセスがどのくらい時間かかるか、その時間帯によって変わるんですけれども、大津駅の時間が大体何時ごろに着くだろう、そうした場合には、列車の上下の出発時刻を提示する、その簡単なやつをタクシーかバス会社にあげればいいんじゃないかなと思うんですよね。だから、勉強とかなんとかの問題じゃないんですよ。そういう利便性を考えて、空港ライナーを上げようとするのであれば、今後、また来年度も予算をつけて——今検討中ということですが、また来年もつけるわけでしょうから、その方針でいくはずですから、たった3年で終わるわけじゃないからですね。そして、お金を取るか取らぬかは、その後の問題なんですけれども。

そこで、坂本さんですか、担当は。私の意見に対して、どう思われるかなと思って。

○坂本交通政策・情報局長 まさに利用者の方の利便性を高めるための努力をしていくという中では、今のは非常に有効な手段だと思いますので、すぐにでも検討させていただきたいと思います。

○荒木章博委員 そういう意味で、帰りの時刻で乗り継ぎに時間がかかるというと、みんなタクシーとかバスとかで帰るわけですよ。そうすると、また車も自家用でも行くわけですよ。そういった中で、その時刻を知らせて

あげるといふことも一つの利便性につながるんじゃないかなというふうに思うものだから、今のところを指摘したんですね。

じゃあ、最後にもう1点。

熊本県の地域防災計画の見直しということで、今ここに説明をされて、後は読んでってくれということと言われたんですけども、私もよく読んでないんですけども、その中で、それは前半に聞くべきだったかもしれぬけど、防災情報通信基盤整備事業というのが60億ということで、今回、熊本県が、防災に対する、県防災ヘリから、各事業所やら各消防からあらゆる、60億という改正をされたと思うんですね。

熊本県も、御案内のとおり、いろんな、沿岸を含めた、16億をかけて整備をして——きのう、熊本市の危機管理監の本田さんとも話をして、県の取り組みというのは全然まだ認識をしてなかったということで、熊本市は3分の1の住民がいるわけですので、そういうところの連携がとれていたのかな、十分にですね。まあ、県がやる分だから、熊本市は一市ですから関係ないかもしれぬけれども、危機防災課は全部寄って、県の取り組みあたりをちょっとお話をして、非常に驚いて、県の対応についてですね。時を得た——自分たちも取り組んでいますけれども、県がこれだけやられるなら、私たちも関心を持って、また、本当に取り組みに対して敬意を表したいなということなんですけれども、今後、もちろん熊本市との防災あたりとも取り組んでいかれると思うんですけども、そこあたりを市ともいろいろ相談されながらやられているのかなと思ってですね。お尋ねします。

○岡田危機管理防災課長 今回再整備をいたします防災行政無線システムでございますが、これは県と市町村とそれから防災関係機関、これは消防本部も含まれますが、こういった機関との情報連携をするための通信基盤設

備でございます。

現行も既にその設備はございますが、設置後20年が経過をしております、老朽化が著しいということで、今回再構築をさせていただくというふうなものでございます。

熊本市との連携でございますが、市町村は、県や防災機関から得た情報をそれぞれの住民の皆様方にお伝えする手段ということで、市町村単位で防災行政無線等の設備を進められております。

これにつきましては、県内の市町村と十分連携を図りながら、県の取り組み等も詳しく丁寧に説明をいたしまして、取り組みを進めております。特に熊本市との関係ということでのお尋ねでございますが、常に連絡を取り合って連携をしているというふうな認識でおります。

以上でございます。

○荒木章博委員 まあ、これだけ、20年もたつて、60億という予算をかけて、今回議案で可決をしていくわけですので、どうぞそういった意味で県市連絡をとりながら今後もやっていただきたいと。これは本当に僕は、よき時機を得て取り組まれたなというふうに思っております。今後ともよろしく願いしておきます。

○田代国広委員長 ほかに質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 この防災の件で、阿蘇の噴火の件とかいろいろあつて、この中に災害に強い基盤整備とあるんですね、一番最後のページ19ページ。広域防災活動拠点の整備促進、阿蘇くまもと空港についてです。

先月、11月27日だったですかね、飛行機がほとんどが欠航したんですよ。これから災害に強い基盤整備、災害に強い空港となったときに、一つの課題というか、これが浮き彫

りになったような感じがしました。そういったことについて、今どういうふうな認識を持っていらっしゃるのかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○岡田危機管理防災課長 11月25日に活動が活発化しました阿蘇山につきましては、委員御指摘のとおり、初期の段階で阿蘇くまもと空港が降灰のために欠航が相次いだというふうなことがあっております。

火山灰の排出につきましては、噴火した結果で火山灰が降るわけですが、気象情報、風向きとか、そういったものに大きく左右するものでございまして、降灰を伴う噴火というのは久々の事象でございまして、そういったところに対して対応、まあ対応といえますか、自然現象でございまして、空港を含めたところでどういった対応がとれるかというのは非常に難しゅうございますけれども、状況としては、風向きの予測ですとか、そういったものを細かく、早目に住民の皆様方にお知らせするというふうなことを、气象台とともに取り組んでいるところでございます。

○内野幸喜委員 今回はそんな大きな噴火にはなっていないんですけれども、これはひょっとしたら大噴火を起こすかもしれない。これも一つの災害ですね。当然大きな自然災害。そういったこともこれから起こり得るかもしれない中で、阿蘇くまもと空港を防災拠点の空港と熊本県としては考えているわけですね。そういったことも起こり得るかもしれないという中で、これからちょっと考えていくべきかなというように思うんですね。今回の件が一つのきっかけとして、そういったことも踏まえながらやっぱり考えていくべきかなというふうに思います。それはもう答弁は要らないです。

○西聖一委員 済みません、またライナーの話に戻って恐縮ですけれども、前から言われているんですけれども、タクシーの利用は大津地区のタクシーグループに委託しているという話で、最近ジャンボタクシーも出てきたので、それなりにびしっとしているんですけれども、一般の乗り入れのタクシーもある中で、大津地区のタクシーだけに空港ライナーの優先をやっているというのはすごく不満があるみたいなんです。最近人数もふえているようで、応援車両も速やかにという話ですけれども、それでも大津地区のタクシー会社に応援を頼んでいるのかどうかを確認したいと思うんですが。

○吉田交通政策課長 応援便につきましては、大津地区のタクシーでございます。

○西聖一委員 ですから、補助金は平等に使われるのが原則であって、利用者はどこのタクシーでも構わないんですよ。ただ、供給する側のほうで、その地区限定にしているというのは、乗り入れている会社がなければ別にいいんですけれども、乗り入れている個人とかタクシーがある中で、差別化されているという、同じ県民としての意識がすごくクレームとして来るので、そこも改善していただければと、私はお願いしたいと思います。

以上です。要望で結構です。

○高野洋介委員 空港ライナーなんですけれども、これは昨年度が6万2,000人利用されたということなんですけれども、そのうち逆にJRの利用がない人というのは大体どのくらいいらっしゃるんですか。

○吉田交通政策課長 今の高野先生の御質問でございますが、JRの利用がない、いわゆるJRに乗りかえていない方については、アンケートによれば4割程度でございます。

○高野洋介委員 4割といたら、この趣旨が、大体鉄道ネットワークを活用した交通システムを構築するという趣旨なんですけれども、私は、この空港ライナーに対して否定的なことは言いたくないんですが、先ほど前田委員も言われましたが、試験運行なんですよ。私、個人的には、早く、この試験運行という、試験をとってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

といいますのが、皆さん方が努力されていますから、非常に利用者もふえてきているということで、定着はしつつあると思うんですよ。ですから、来年度の予算に関しては、多分2月議会で計上されると思うんですが、その際、運行経費の負担のこともありますので、もう一回ここは検討して、きちんと今後の空港ライナーのあり方というのを、やっぱりみんなが納得するような形でしないと、不満——先ほど西先生も言われましたが、不満がある県民もいらっしゃいます。全く空港ライナーに縁もゆかりもない方、逆に使ったほうが悪くなるという方々もいらっしゃいますから、これは大空港構想の一つなら、来年度からのこの大空港構想というのを、みんながちゃんとわかるような形でビジョンを示したほうがいいと思うんですよ。その一つのツールとして空港ライナーがあったり、県北は県北に対しての、大空港構想に対してのあり方、県南は県南という形で、一回トータルで、単発、単発でするんじゃないくて、すべきだというふうに思っていますが、そこら辺の意識はございますか。

○吉田交通政策課長 委員御指摘の試験運行という部分でございますけれども、試験運行という形で始めて3年が経過しました。そういう中で、いろんなノウハウと課題が見えてきたところでございます。

今委員から御指摘いただきましたとおり、

その交通ネットワークとして、アクセスとしてどうなのかという部分ということも含めて、今後検討して、また御説明をさせていただければというふうに思っております。

○高野洋介委員 そして、最後に言うておきますけれども、JR九州のこの運行経費に名前が載ってないんですよ。ですから、JR九州にとってはプラスですから、そこもある程度費用負担をしてもらいながら、お願いをして、幾らというのは別として、ある程度みんなで出し合っただけということだと思いますし、先ほど西先生が言われました大津に関しては、多分この大津町が費用負担を払っているから、ある程度大津のタクシー会社に頼んでいるという位置づけはわかりますけれども、そこも含めて、今後きちんと検討のほうをよろしく願いいたします。要望で大丈夫です。

○田代国広委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○荒木章博委員 この前、0番線の件で、企画振興部長には、厳しい、失礼なことも申したかもしれません。私も地元でおりますし、沿線には内野先生初め多くの先生方もいらっしゃいますし、一つのMICE事業でも300億というのは、非常に市民の税金としてそれを使うのは、いろんな御意見が出ています。

しかし、JR九州としては、数千億の県民の税金、国の税金を使って、新幹線というのは100%税金で製作をされた。その後、大分が、今テレビで見えていますと、かなりの、2,300人かな、2,000数百人の雇用体制で募集にかかっていると。ということは、大分の経済

も、2,000人の雇用が始まったんだということで、熊本からも受けに行くというような状況まで聞いている。

こういった中で、そのときの——私は、新聞記事を見たときに、それは感性の甘さというか、感性というか、ひょっとしたらというような、そういう危機感をやっぱり持つべきだということで申し述べたと思うんですね。そして、予算説明のときに知事にもそのことを言いましたところ、顧問、相談役、会長には——社長にはまだお会いされていないのですけれども、3役にはお話をして、信頼関係があるということで、もし平家であるならば私に相談があるはずだというふうに断言されたから、私も、そのことは了として理解しますということでした。

そういった意味で、これだけの200億円から300億円かかる建物が平家になってしまうということであれば、熊本県を挙げた税金体制とか、そういうのにも——今までこれだけ努力をして、熊本県は待望論で待っていたわけですから、MICE事業とは違うわけですから、そして、JR自体も一部上場を目指すわけですから、ここで一部上場を目指す会社がこんな汚点を残したならば、これは大変なことになるということで、少しの安堵はありますけれどもですね。

その後、この担当部局においては、私の質問からどういった動きをされたのか、お尋ねしたいと思っています。

○横井地域振興課長 0番線の件につきましては、あの報道の中身につきまして、11月20日に、JR九州の本社に部長と局長と話を聞きに参りました。

そのときのJR九州の話では、土地の有効利用という観点から、平家というのはちょっと考えられないというお話でございました。

以上でございます。

○荒木章博委員 それで安心しましたけれども、平家というのは考えられない、どなたが言われたのか、お尋ねしたいと思います。

○横井地域振興課長 常務取締役でございます。

○荒木章博委員 そこで、安心を、地元の一人として、また県議としても安心をするわけですけれども、今後も、本年度中に、3月までに規模、その形態あたりも説明してほしいと思います。

○横井地域振興課長 JR九州の話では、先生おっしゃるとおり、本年度中、来年の3月までに、容積率から逆算した大体の大きさと、あとゾーニングといいますが、例えば飲食ゾーン、シネマゾーン、ショッピングゾーン、そういうイメージを来年の3月までに示すということでした。その後、1年ぐらいかけて、県とか市の意見も聞きながら詳細な内容を詰めていくという話でございました。

以上でございます。

○荒木章博委員 3月までに容積、ゾーンを計画するというので、その1年後に県、市に相談をしていくということで、今回答をいただきましたけれども、3月の容積率によって——それを申請するわけですので、ある程度ですね。そのとき、ゾーンももちろんですけども、その容積率の規模によってどれだけの規模かということはずぐ推定できるわけですので、引き続き部長にも御努力をいただいて、できるだけゾーンも、飲食ゾーンとかシネマゾーンとか、そういったものを含めて努力をしていきたいと思うのですけれども、再度部長にお尋ねしたいと思います。

○島崎企画振興部長 今お話ありましたけれ

ども、そういった駅ビルのところが、熊本にふさわしい、利便性が高くて、非常に役立つものとなるように、私自身精いっぱいやっていこうと思いますので、よろしくお願い致します。

○荒木章博委員 じゃあ、もうこれ以上私もですね、まあお会いになって、安堵して、本来ならばあのときに答えていただいたらよかったかなと思うんですけどもね。

引き続き努力をしていただいて、容積率も今から、最終段階に入っていると思うんですけども、今、最初も言いましたとおり、大分では2,000人から3,000人の雇用になると。そういったところで、県民百貨店もなくなり、1,000数百人の人たちの雇用問題も、まあ受け入れるところもあるわけですけども、そういったところのやっぱり2,000人、3,000人の雇用が始まるということは、やっぱり今からの6年先に向けた一つの建築、まあでき上がるのはその後になりますけれども、そういった今の中高生たちの将来の働き場とか経済浮揚とか、だから、MICE事業と連携して、熊本県と市が取り組んでいていただきますように、今後も重ねてお願いをして終わります。

○田代国広委員長 要望ですか。

○荒木章博委員 はい、要望です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。――なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、1月26日月曜日午前10時からを予定しております。なお、正式通知については、後日文書で行いますの

で、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。

お疲れでした。

午前11時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長